

旅客営業規則【新旧対照表】

改正	現行
<p>(列車の運行不能または遅延の場合の取り扱い方)</p> <p>第126条 旅客(定期券を使用する旅客を除く)は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合は、第128条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長、第129条の規定による無賃送還または旅行を中止して既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は、無賃送還以外の取り扱いを請求することができない。</p> <p>(1) 列車が運行不能となったとき。</p> <p>(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から2時間以上にわたって目的地に出発する列車の接続を欠いたとき若しくは欠くことが確実であるときまたは着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき。</p> <p>【細則 第74条、第78条～第82条】</p> <p>2 旅客は、前項または第145条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第127条から132条または第145条第4項に定める取り扱いに限って請求することができる。</p> <p>3 旅客は、列車の運行不能もしくは遅延が発生した場合、または車両の故障または第145条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたこと等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、次の各号による事項及びその他一切の請求をすることはできない。</p> <p>(1) 旅客が当社線に代わる移動手段を利用する費用</p> <p>(2) 旅客が被る精神的苦痛、機会損失(逸失利益)及び当社と関係のない第三者との関係において発生する損害</p> <p>(3) 手荷物に関する損害</p> <p>(4) その他間接的に発生する損害</p>	<p>(列車の運行不能または遅延の場合の取り扱い方)</p> <p>第126条 旅客(定期券を使用する旅客を除く)は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合は、第128条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長、第129条の規定による無賃送還または旅行を中止して既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は、無賃送還以外の取り扱いを請求することができない。</p> <p>(1) 列車が運行不能となったとき。</p> <p>(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から2時間以上にわたって目的地に出発する列車の接続を欠いたとき若しくは欠くことが確実であるときまたは着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき。</p> <p>【細則 第74条、第78条～第82条】</p> <p>2 旅客は、前項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第127条から132条に定める取り扱いに限って請求することができる。</p> <p>3 旅客は、列車の運行不能もしくは遅延が発生した場合、または車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、次の各号による事項及びその他一切の請求をすることはできない。</p> <p>(1) 旅客が当社線に代わる移動手段を利用する費用</p> <p>(2) 旅客が被る精神的苦痛、機会損失(逸失利益)及び当社と関係のない第三者との関係において発生する損害</p> <p>(3) 手荷物に関する損害</p> <p>(4) その他間接的に発生する損害</p>

\* 下線部が改正箇所。

旅客営業規則【新旧対照表】

改 正	現 行
<p>(手回り品及び持ち込み禁制品)</p> <p>第145条 旅客は、第146条または第147条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表『危険品』に掲げるもの（以下「危険品」という）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>(2) 刃物（適切に梱包されたものを除く）。</p> <p>(3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用のおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く）。</p> <p>(4) 死体。</p> <p>(5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第146条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬または第147条第1項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く）。</p> <p>(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれのあるもの。</p> <p>(7) 車両を破損するおそれのあるもの。</p> <p>(注) 別表『危険品』に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ること等がないよう措置することとする。</p> <p>2 <u>前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立ち会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</u></p> <p>3 <u>旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</u></p> <p>4 <u>第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る）は第126条第1項の取り扱いを選択のうえ請求することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u></p> <p>6 <u>前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</u></p> <p>【細則 第104条、第105条】</p>	<p>(手回り品及び持ち込み禁制品)</p> <p>第145条 旅客は、第146条または第147条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表『危険品』に掲げるもの（以下「危険品」という）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>(2) 刃物（適切に梱包されたものを除く）。</p> <p>(3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用のおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く）。</p> <p>(4) 死体。</p> <p>(5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第146条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬または第147条第1項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く）。</p> <p>(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれのあるもの。</p> <p>(7) 車両を破損するおそれのあるもの。</p> <p>(注) 別表『危険品』に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ること等がないよう措置することとする。</p> <p>2 <u>旅客が、手回り品中に危険品または刃物（適切に梱包されたものを除く）を収納している疑いがあるときは、その旅客の立ち会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。</u></p> <p>3 <u>(新 設)</u></p> <p>4 <u>(新 設)</u></p> <p>5 <u>前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。</u></p> <p><u>(項番変更)</u></p> <p>6 <u>(新 設)</u></p> <p>【細則 第104条、第105条】</p>

\*下線部が改正箇所。

旅客営業規則【新旧対照表】

改正	現行
<p>(有料手回り品及び手回り料金)</p> <p>第147条 旅客は小犬、猫、はと、またはこれ等に類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）であって、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持ち込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。</u></p> <p>(2) <u>専用の容器</u>に収納した重量が10キログラム以内のもの。</p> <p>2 前項のほか、当社が特に持ち込みを承認したもの。</p> <p>3 手回り品料金は、旅客が1回の乗車ごとに別表の料金とする。</p> <p>(注1) 連絡運輸の場合における小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）を車内に持ち込ませるときは、本条第1項第1号及び第2号による。</p> <p>(注2) 連絡運輸の場合の手回り品料金は、各運輸機関を通じ、旅客1回の乗車ごとに1個について別表の料金とする。</p>	<p>(有料手回り品及び手回り料金)</p> <p>第147条 旅客は小犬、猫、はと、またはこれ等に類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）であって、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持ち込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、または、迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。</u></p> <p>(2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。</p> <p>2 前項のほか、当社が特に持ち込みを承認したもの。</p> <p>3 手回り品料金は、旅客が1回の乗車ごとに別表の料金とする。</p> <p>(注1) 連絡運輸の場合における小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）を車内に持ち込ませるときは、本条第1項第1号及び第2号による。</p> <p>(注2) 連絡運輸の場合の手回り品料金は、各運輸機関を通じ、旅客1回の乗車ごとに1個について別表の料金とする。</p>

\*下線部が改正箇所。